

敦賀市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、産業経済部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

産業経済部

商工貿易振興課（企業誘致室、きらめきみなと館）

農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、公設地方卸売市場、
黒河農村ふれあい会館、農産物直売所、野坂いこいの森）

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から8月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年11月11日、12日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- （4）その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行及び事業の管理については、監査した範

困において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 補助金等について

ア 補助金交付において必要な事項を定める交付要綱については、適切な事務を行えるよう、それぞれの補助事業の内容に応じた個別の要綱の作成を検討されたい。 【商工貿易振興課】

イ 補助事業者から提出される実績報告書の審査に当たっては、補助金交付要綱に照らし、必要に応じ疎明資料の提出や説明を求めるなど、事業が適切に実施されたか実態を確認するよう努められたい。

また、予算と決算の関係や繰越金の取扱いなど、整合性のない事務処理については、改善を図るよう適切に指導されたい。 【農林水産振興課】